

2019年度 おいしい山形空港「冬期・札幌便」利用旅行商品 企画販売助成金募集要項

1 事業の趣旨

冬期間の山形＝札幌便を利用した旅行商品を利用した旅行商品を企画販売する旅行商品企画販売者（以下「旅行代理店」という。）に対し、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、予算の範囲内において造成・販売を支援するための助成を行う。

2 事業内容

（1）助成対象事業者

助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務の登録を受けた事業所とする。

（2）助成対象となる旅行商品

- ① 旅行業法第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」であること。ただし、航空券と宿泊等をセットしたフリープラン（個人パック）商品は、対象外とする。
- ② 山形＝札幌便の往復又は片道を利用した旅行商品であること。
- ③ 2019年11月1日～2020年3月15日の期間中に搭乗する旅行商品であること。
- ④ 延べ販売実績（利用席数）が1商品につき40席以上であること（往復利用の場合は2席と数える）。
- ⑤ 協議会が指定する項目を組み入れたアンケートを参加者に対して実施すること。

（2）助成額

助成金は販売実績（利用席数）に応じて助成額を算定し、その金額は下表に掲げるものとする。

販売実績	助成額
200席以上	50万円
100席以上、200席未満	20万円
40以上、100席未満	10万円

（3）事業企画の募集・選考

- ① 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、事業企画書（様式第1号）を協議会に対し、2019年8月30日（金）までに提出するものとする。
（その後は、予算の範囲内で随時受け付けるものとする）。
- ② 協議会は、事業企画書の提出があったときは、当該提案内容等について審査し、採択の可否を助成金採択通知書（様式第2号）により、対象事業者へ通知するものとする。

- ③ 採択する企画数は、4件程度とする。また、1対象事業者につき採択数は原則2件までとする。

(4) 助成金の申請

- ① 対象事業者は、助成金を活用した事業が完了（旅行催行が終了）したときは、事業終了後1か月以内に助成金申請書（様式第3号）に次に掲げる資料等必要な書類を添えて、協議会に提出するものとする。
- ・ 募集に際してのパフレット、インターネットホームページの写しなどの広告物（「おいしい山形空港」ロゴの記載があるもの）
 - ・ 山形＝札幌便の搭乗を証明するもの（搭乗券など）
 - ・ 募集の状況、参加者アンケートなどの集計結果
- ② 届出及び申請先は下記のとおりとする。

〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1 山形空港利用拡大推進協議会事務局（山形県総合交通政策課内）

- ③ 協議会は、申請内容を確認のうえ、予算の範囲内で交付金額を決定し、助成金を交付する。

(4) その他

- ① 搭乗券については、前述運賃助成の添付書類となるため、原則として、参加者に配布しない、又はツアー終了後に旅行代理店で回収する等対応を行うこと。やむを得ない事情により搭乗券を回収できない場合は、参加者への周知を徹底すること。
- ② 「おいしい山形空港利用旅行商品企画販売助成金」等、旅行商品の企画造成について協議会が実施する他の助成等を受けた商品は、本助成の対象外とする。ただし、市町村独自の助成を受けた商品は助成の対象とする。

(5) 施行日

本交付要綱は、協議会総会における2019年度予算の議決を前提とし、2019年3月15日から施行する。